

昭和五七年行(ク)第二〇号行政処分執行停止申立事件

決定

大阪市西成区萩之茶屋二丁目五番二三号

申立人

右代理人弁護士

同市同区萩之茶屋二丁目四番二〇号

被申立人

大阪府西成警察署長

主文

本件申立を却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

理由

一本件申立ての趣旨及び理由は別紙のとおりである。

二 疎明資料によると、申立の理由第一項記載の事実が一応認められる。

三 被申立人がした本件処分には条件が付され、その但書により大阪市西成区の通称あいりん地区の一部区域について午後六時以降不許可としているが、疎明資料によれば、右不許可とされた区域は午後六時以降仕事から帰つて来た多数の労働者であふれ、飲酒した者も多く雑然とした無秩序な様相になることが一応認められ、そのなかで許可申請内容の街頭宣伝活動が行われた場合、これに端を發して地域的な混乱が生じ、大規模な交通妨害となるおそれがあり、また、従前その区域で些細なことに端を發し大混乱を生じた事例も数多くあることが窺われ、更に不許可部分が地域的にも限定された一部の区域だけであり、かつ時間的にも



申請された時間帯のうち午後六時以降の二時間だけという限定されたものであることを考えると、申立人が街頭宣伝活動ができないことにより被る損害も全面的なものと考えられないから、これらの事情を併せ考えると被申立人がした前記但書による不許可部分は正当であり、本件処分に違法はない。

四　そうすると、本件処分のうち条件を付けた但書部分の効力の停止を求める本件申立は、その本案につき理由がないとみえるから、行訴法二五條三項後段により却下すべきものである。

よつて、行訴法七條、民訴法八九條に従い主文のとおり決定する。

昭和五七年九月二日

大阪地方裁判所第七民事部

裁判長 裁判官



裁判官



裁判官



## 申請の趣旨

被申請人が昭和五七年八月二十九日付で申請人に対してなした、道路使用許可申請書(別紙一)に対する条件付許可のうち、行政処分取消請求事件にかかぬ部分について同事件の判決が確定するまでこれを停止するとの裁判をもとめる

## 申請の理由

第一、被申請人の行政処分がなされるまでの経緯

一、申請人 [REDACTED] は八月二十七日道路使用許可申請(別紙一)を被申請人 大阪府西成警察署長 [REDACTED] に対してなし、受理されたものである。

二、同申請に対し、被申請人は八月二十九日、別紙二の許可条件を付して許可処分をなした。

第二、許可に付された条件は違法である。

午後六時から八時まで「あいりん地区」内での街頭宣伝の不許可は、過去の例からみても不当なものであり、

その不許可理由にはなからざるべきものがある、違法たるものである。

### 第三、執行停止の必要

取消し訴訟の対象となつて了る許可条件は、申請期間の早い時期に執行停止せしめなければ、申請人の街頭宣伝活動に回復しがない損害をもたらし得るものである。

よつて申請人は本裁判決確定に至るまで本件許可条件の執行停止を求め緊急の必要があるのて本申立に及んだ次第である。

別添1.

# 道路使用許可申請書

昭和 57 年 8 月 27 日

大阪府西成警察署長 殿

第 809 号  
57.8.27  
大阪府  
西成警察署

住所 大阪市西成区菟之茶屋 2-5-23  
釜崎解放会館内  
申請者 氏名 釜崎日雇労働組合  
執行委員 - [Redacted]  
電話 06-6-[Redacted]

道路使用の目的 労務申告書提出反対の宣伝

場所又は区間 大阪市内全域(阪神高速道路をのぞく)

期 間 昭和 57 年 8 月 30 日 午前 9 時から 昭和 57 年 9 月 5 日 午後 8 時まで

方法又は形態  
①車上外部にスピーカーをとりつけ、走行しつつ広報宣伝  
②毎日午前9時より午後8時まで(但、日曜祭日は午前10時から)  
③使用車・普通乗用車(車輛番号・神戸57ぬ7666)

添付書類 広報区域図示の地図

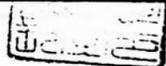
現場住所 大阪市西成区菟之茶屋 2-5-23 釜崎解放会館内

責任者氏名 [Redacted] 電話 06-[Redacted]

第 号 道路使用許可証

別添大阪府西成警察署指令第1号のとおりとする。

条件	
----	--



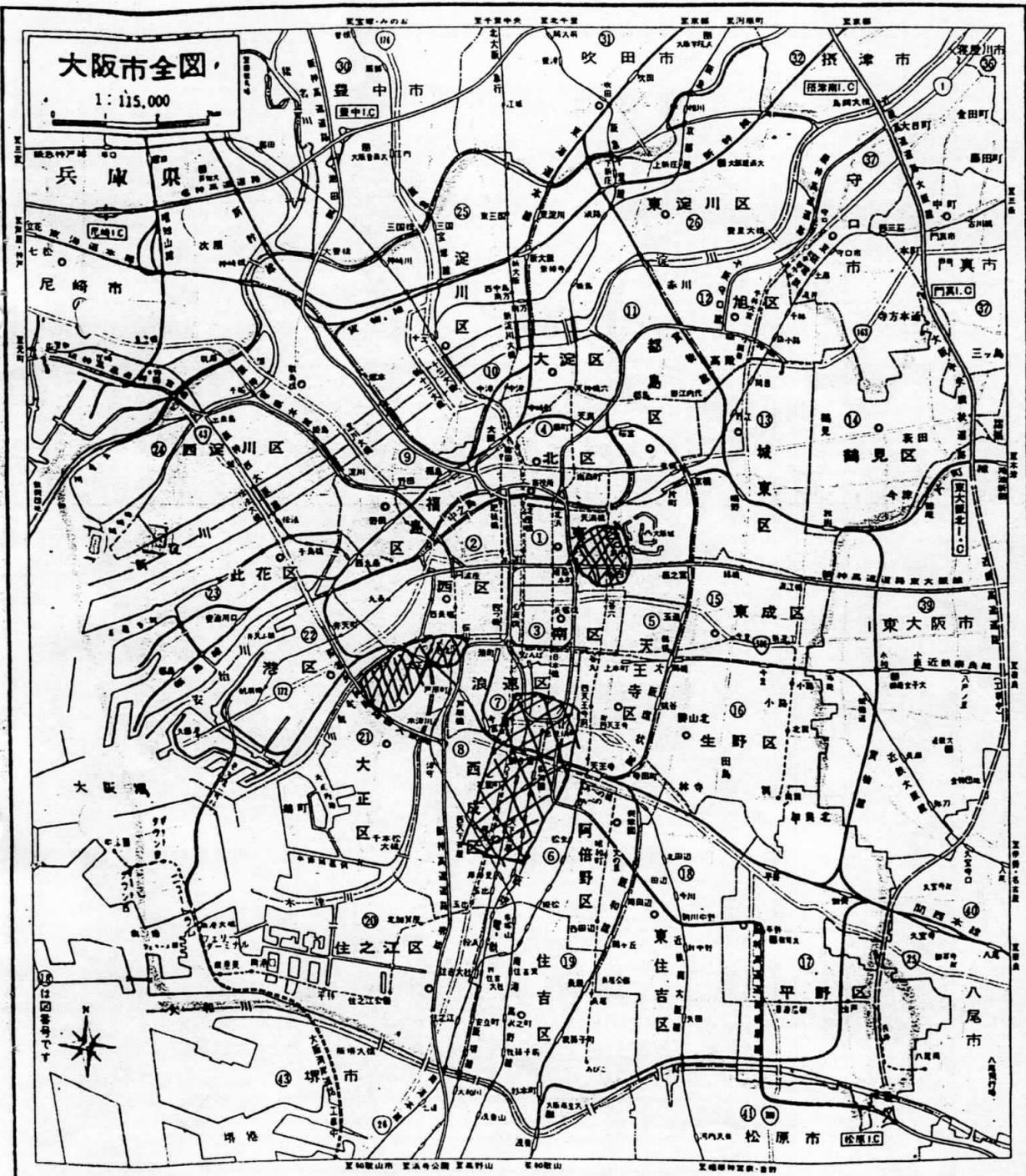
昭和 58 年 8 月

大阪府西成警察



# 大阪市全図

1:115,000



斜線は本報主要区域を示す

昭和57年2月発行

大阪府西成警察署指令 第 1 号

申請者

住所

氏名

大阪市西成区萩ノ茶屋 2-5-23  
釜ヶ崎解放会館内

[Redacted Name]

昭和57年8月27日付 普通乗用自動車神戸 [Redacted] 号に係る道路  
使用許可申請は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条に基づき、  
次の条件を付して許可する。

- 1 車両等に取り付ける装飾等は、一時的なもので、その横幅は0.05メートル以内とし、発光性のものを使用しないこと。
- 2 道路においては、停車または駐車して、広告及び宣伝を行わないこと。
- 3 集団行進の隊列に加わり、または追従しないこと。

ただし、大阪市西成区内の通称あいらん地区の一部(新紀州街道のうち太子交差点から南海電鉄天王寺支線今池町2号踏切まで、尼崎平野線のうち太子交差点から新今宮駅西交差点まで、南海本線西側道路のうち、新今宮駅西交差点から花園東交差点まで、及び、津守阿倍野杭全線のうち花園東交差点から南海電鉄天王寺支線天下茶屋3号踏切までの各道路、並びに、これらの道路及び南海電鉄天王寺支線によって囲まれた地域内の各道路)については、別紙の理由により、午後6時以降は不許可とする。

昭和57年8月29日

この処分については、大阪府公安委員会に対して、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立(審査請求)をすることが出来ます。

別紙

## 一、部不許可理由

本件申請にかかる行為が、午後6時以降、不許可地域内道路において実施された場合は、当該地域の特殊性から多数の無秩序な労働者等のい集、追隨により、交通の安全と円滑に著しい支障を及ぼすだけでなく、こいらい集に端を発して、より大規模な集団不法事案へと発展し、これにより同地域内道路及びその周辺道路の交通が、まひ状態になるおそれ  
が明らかである。

よって道路交通法第77条第2項各号に該当しないので不許可とする。

## 遵 守 事 項

1. 車輛の通行に際しては、一隊となって通行しないこと。
2. 上記条件は、道路交通法による交通の安全と、円滑を図るため付された道路使用許可の条件で、これを遵守するとともに他の関係法令にも抵触しないこと。
3. 当該車輛の通行が禁止されている道路は、道路使用許可証では通行できません。
4. 道路使用許可証、またはその写しを携行すること。
5. 交通ひん繁な道路は、つとめてさけること。
6. 宣伝の音量は、付近住民に迷惑をかけない音量で行なうこと。

成木町二丁目

午後6時以降  
水崎  
不許可部分



工高前

今宮工高前

今宮中

萩之茶屋

花園北二丁目

花園

花園南一丁目

南二丁目

新今宮

新今宮駅前

萩之茶屋一丁目

萩之茶屋二丁目

萩之茶屋三丁目

天下茶屋北一丁目

天下茶屋北二丁目

天下茶屋一丁目

天下茶屋東一丁目

天下茶屋東二丁目

太子

太子一丁目

太子二丁目

太子三丁目

天下茶屋北一丁目

天下茶屋東一丁目

天下茶屋東二丁目

動物園前

山王

山王一丁目

山王二丁目

山王三丁目

天王寺入口

花門

飛田

大谷学園

玉水町

旭



右は正本である。

昭和五七年九

月廿一日

大阪地方裁判所第七民事部



裁判所書記官

